



令和8年 笠松春まつり

出店募集要項

必ずお読みいただき、ご了承いただいた上でお申し込みください。

主催：かさまつまちづくりイベント実行委員会

目次

1 . 開 催 概 要	3
2 . 出 店 概 要	5
3 . 出 店 申 込	6

1. 開催概要

【名称】

令和8年 笠松春まつり

【イベント概要】

桜の開花時期に、笠松町の観光資源である「笠松みなと公園」を花見会場とした「春」を感じられるイベントです。

開催期間中は、お花見のほか、様々な催しを実施予定です。(期間中催しが無い日もございますので、予めご了承ください。)

【出店可能日時】

令和8年3月21日(土曜日) ~ 4月5日(日曜日) 【16日間】

午前9時30分から午後5時00分まで

【参考 笠松みなと公園開錠時間:午前8時45分から午後6時00分まで】

※3月28日(土曜日)~4月5日(日曜日)[平日も含む]の夜間は、午後8時30分まで桜のライトアップを実施予定です。ライトアップを実施する日は、出店時間を午後8時まで延長することが出来ます。開花時期によってライトアップの日程は変更する場合があります。

【場所】

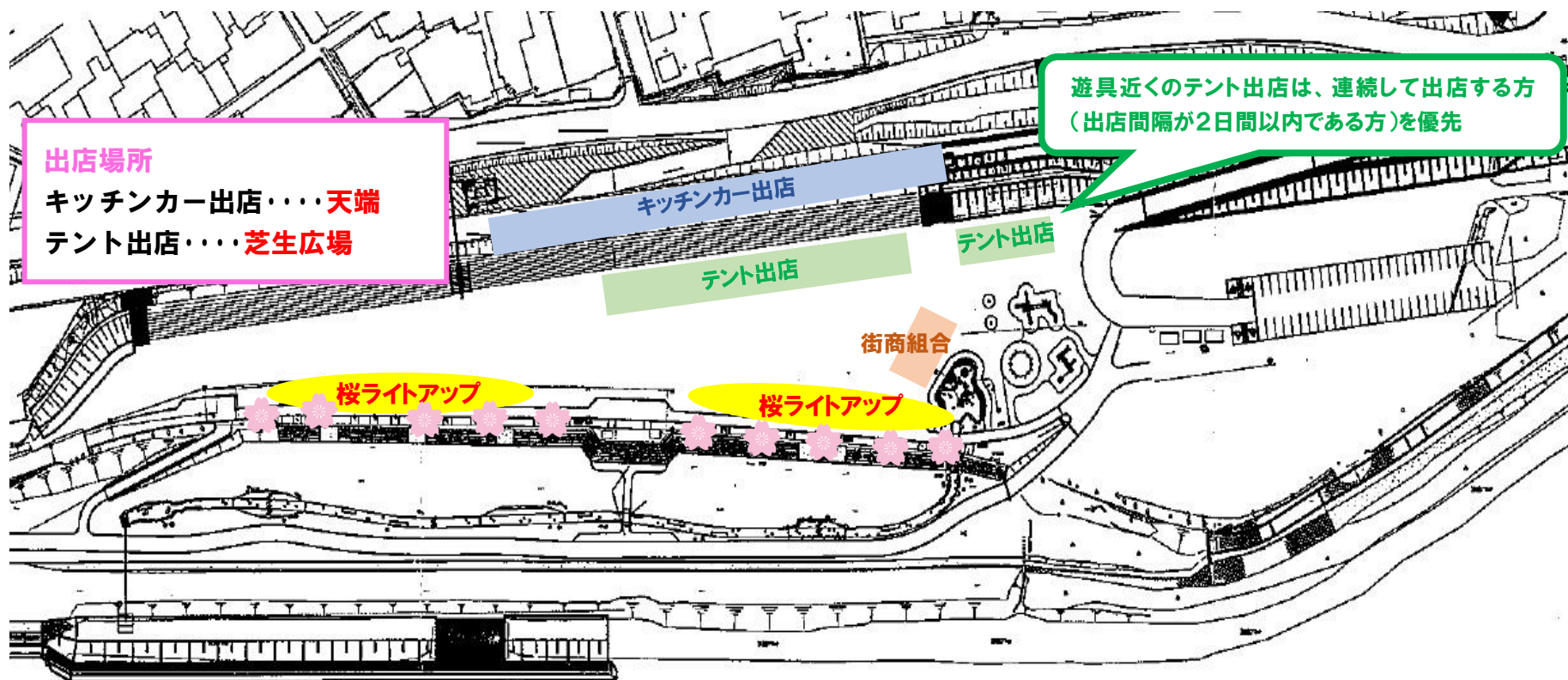
笠松みなと公園(笠松町港町官有地無番地)

【募集区分】

- 出店** ①テント出店(飲食) ②キッチンカー出店(飲食)
- ③テント出店(物販)

【会場レイアウト図】

出店場所については、下記レイアウト図のとおり販売エリアを設定しますので、エリア内で自由に設置ください。
他店との位置調整は、現場にて各自行ってください。出店者同士のトラブルには一切の責任を負いかねます。
※会場レイアウト図は予告なしに変更となる場合があります。



2. 出店概要

■出店内容

- ①テント出店(飲食)・・・テントによる各種飲食物の販売
- ②キッチンカー出店(飲食)・・・キッチンカー各種飲食物の販売
- ③テント出店(物販)・・・テントによる飲食物以外の物販

■出店料

**期間中全日出店可能(全16日間)、一律定額の料金設定です。
(何日出店しても出店料は同じ金額)**

区分	区画	出店料	
		商工会員	非会員
テント出店(飲食)	1ブース (4m×4m程度)	17,000円	25,000円
キッチンカー出店(飲食)			
テント出店(物販)			

※出店料は、出店決定後事務局が指定する方法にてお支払いをお願いします。

※公的機関またはそれに準ずる団体、もしくは公益性があるなど実行委員会が運営上必要と認めた場合は、出店料を免除・減額する場合がございます。

■応募～出店確定までの流れ

- ①オンライン申請、もしくは必要書類を作成のうえ指定する申込先まで提出
- ②事務局にて内容の審査 **※応募多数の場合は、事務局にて選考**
- ③審査・選考結果を応募者へ通知
- ④出店決定者へ出店料等の案内送付
- ⑤出店料納付後、出店確定

■注意事項

- ・テントや机・椅子、電源、ガスボンベなどの必要な設備は、出店者側で準備してください。
- ・出店間隔が2日間以内である場合は、**設置したテント・備品等を、飛ばされないよう対策をした上で現場へ置いておくことができますが、夜間は警備員が不在なので、貴重品等はその都度、持ち帰りをお願いします。**また、ガスや発電機等の発火危険物についても同様にお願いします。

※3日間以上出店間隔を空ける場合は、設置物を撤去してください。

※荒天などやむを得ず出店できない場合は、3日間以上間隔が空いてしまっても構いません。

- ・風対策として重し等によりテントが飛ばされない工夫をしてください。
- ・出店時の設営・撤去は、指定された時間内にて出店者側の対応とします。
- ・火気使用者はガスボンベの固定、消火器(業務用)の設置をしてください。
- ・芝生広場での場所にて直火焚は厳禁です。不燃材による防護をお願いします。
- ・どのような状況であっても給油行為は人が滞留するエリアでは禁止します。
(給油行為は、川沿いなどの危険が伴わない場所で行ってください。)
- ・ライトアップ時(夜間)に出店する場合の照明器具は、出店者側でご用意ください。
- ・食品の調理、販売は岐阜県が発行する「飲食店営業(露店)許可書」または開催場所での「臨時営業許可書」が必須です。

※岐阜県以外で発行された許可書は認められません。

営業許可をお持ちでない出店申請者は、岐阜保健所へお問い合わせのうえ、必要な申請を行い、申請書に添付して提出してください。

(岐阜保健所) 岐阜県各務原市那加不動丘 1-1 TEL058-380-3001

- ・荷物の搬入などによる車両の芝生広場への乗り入れは最小限とし、芝生を傷つけないようご配慮をお願いします。また、天候などにより乗り入れを制限する場合があります。
- ・芝生広場でのキッチンカーの出店は不可です。キッチンカーは天端での出店となります。
- ・出店に伴い出るゴミや販売後のお客様のゴミは、出店者側で責任をもって処分してください。
- ・給排水について手洗い程度の水道(飲料不可)はあるが、飲料水は各自準備してください。
なお排水不可とします。
- ・荒天時は安全のため出店をご遠慮ください。
- ・食中毒に伴う、出店者による生産物責任については各自で保険加入等対応願います。
- ・商品や設備などの破損及び盗難、出店に伴い発生した事故については一切責任を負いません。

3. 出店申込

【申込方法】

- ①オンラインによる申込: 申し込みフォームからお申し込みください。



◀申し込みフォーム

- ②申込書による申込: 出店申込書に必要事項を記入のうえ「イベント等への出店個票」と「営業許可書の写し」を添付のうえ、持参・FAX・郵送・メールのいずれかによりお申し込み下さい。

【申込期限】

令和8年2月15日(日)まで

【出店者決定】

令和8年2月28日(金)までに決定し、その後、出店料納付案内等をメールにて連絡します。

※出店決定後の連絡はメールにて行いますので、申込時はメールアドレスを必ず記入してください。

※出店については、決定後の出店料納付をもって確定とします。

【申込条件】

- ・当要項をよくお読みいただき、当実行委員会の運営に賛同いただけること
- ・選考結果について、その結果に関わらず異議申し立てしないこと
- ・イベントに関する全ての当実行委員会が決定した内容について異議申し立てしないこと
- ・申し込み内容について、事実と相違のないこと
- ・反社会的勢力と関わりがないこと
- ・宗教、政治活動を目的としないこと、法令、公序良俗に反しないこと
- ・その他実行委員会の指示に必ず従うこと

【注意事項】

- ・出店は、内容を当実行委員会で審査し、認めたものに限りします。
- ・申込み多数の場合は、当実行委員会にて出店を決定します。
(笠松町商工会会員事業者、町内の事業者・団体を優先します。)
- ・出店の選考結果についてのお問い合わせは一切お答えできません。
- ・出店が決定した方には、後日出店料のお支払いをお願いします。
- ・納付後の出店料は、期間中全日出店可能(全16日間)の一律定額の料金設定となるため、天候不良等により出店ができない日があっても、返金対応は行いません。
- ・出店料以外の出店に伴う経費は、自己負担となります。

【申込・問合せ先】

問合せ先

笠松町役場企画 DX 課未来創造室

〒501-6181 羽島郡笠松町司町1 TEL:058-388-1127 FAX:058-387-5816

Mail:miraisouzou@town.kasamatsu.lg.jp